

「第3次三重県動物愛護管理推進計画」の策定に向けて

三重県動物愛護管理推進計画(以下、「推進計画」という。)について、環境省から動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下、「基本指針」という。)の改正の骨子案が示されたことから、基本指針に沿うよう、現在、策定に向けて協議を進めていただいている第3次推進計画の計画期間を令和3年4月1日からの10年間とし、令和2年度は第2次推進計画を延長して対応することといたしたい。

1 これまでの経緯

- (1) 各都道府県の推進計画は、基本指針に即して策定することとされており、平成25年の基本指針改正の際には、策定後概ね5年目に当たる平成30年度を目途に、見直しが行われる予定でした。
- (2) こうしたことから、県では平成25年度に、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする第2次推進計画を策定し、動物愛護管理事業を取り組んできました。
- (3) しかしながら、昨年度、基本指針の見直しが平成30年度以降となる見込みになったことから、引き続き今年度は、推進計画検討会において、第3次推進計画の策定に向けた議論を続けるとともに、第2次推進計画を1年間延長することとしました。

2 国の動向

- (1) 令和元年12月6日に開催された中央環境審議会動物愛護部会において、環境省より、基本指針の改正の骨子案等が示されました。
- (2) 提示された骨子案の主な内容は、以下のとおりです。
 - 1) 殺処分を下記の3つの区分に分類した上で、透明性を持ち、殺処分を減らしていくため、特に に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進めていく。
譲渡することが適切でない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)
以外の処分(愛がん動物、伴侶動物として家庭で飼養できる動物)
引取り後の死亡
 - 2) 所有者不明の犬・猫について、自治体が引取り拒否できる場合が規定されたことから引取数についても減少を目標とすること。
 - 3) 殺傷、虐待等に係る罰則の強化、獣医師による虐待の通報の義務化を踏まえ、通報への対応等について明確化すること。
 - 4) 動物取扱業者に対し、遵守基準の具体化や勧告・命令の権限強化した新たな規制の着実な運用を図ること。
 - 5) マイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化されたことを踏まえ、遺棄の防止や返還の促進をはかる効果的な運用について検討を行うこと。

- 6) ペットとの同行避難や避難所等での受入れ等が社会的な課題となっていることから、都道府県以外の地方公共団体においても、地域の実情に応じて、ペット連れ被災者に対する避難所等での対応が適切に行われるよう、必要な体制整備を推進すること。
 - 7) 計画期間が令和3年4月1日からの10年間とされること、また基本指針の改正から概ね5年目に当たる令和7年度を目途として、基本指針の見直しを行うこと。
- (3) 今後、国は基本指針の内容について検討を進め、基本指針の改正は令和2年4月以降になる見込みです。

3 今後の対応

- (1) 今回環境省から提示のあった骨子案は、計画の開始時期をさらに遅らせる内容となるものですが、基本指針との整合性を図るには、第3次推進計画の計画期間を、基本指針が示す計画期間にあわせる必要があることから、第3次推進計画の開始を令和3年4月1日とし、計画期間を10年間といたしたい。
- (2) なお、第3次推進計画の策定にあたっては、今後公布される基本指針をふまえ、引き続き推進計画検討会において、計画内容についてご検討いただきたいと考えます。
- (3) また、令和2年度については、今年度と同様に、第2次推進計画を1年間延長することで対応いたしたい。